

# 第1章 総 則

- 第 1 節 計画の策定方針
- 第 2 節 関係機関等の業務大綱
- 第 3 節 市の概況
- 第 4 節 災害危険性
- 第 5 節 防災ビジョン

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に関する各防災関係機関とその役割、市域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針（ビジョン）などについて明らかにするものである。



# 第1節 計画の策定方針

## 第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、柳川市長を会長とする「柳川市防災会議」によって決定され、策定するものである。

本計画は、市、県、関係機関、公共的団体及び市民が、その有する全機能を発揮し、市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

なお、この実施に当たっては、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した市民運動の展開が必要である。

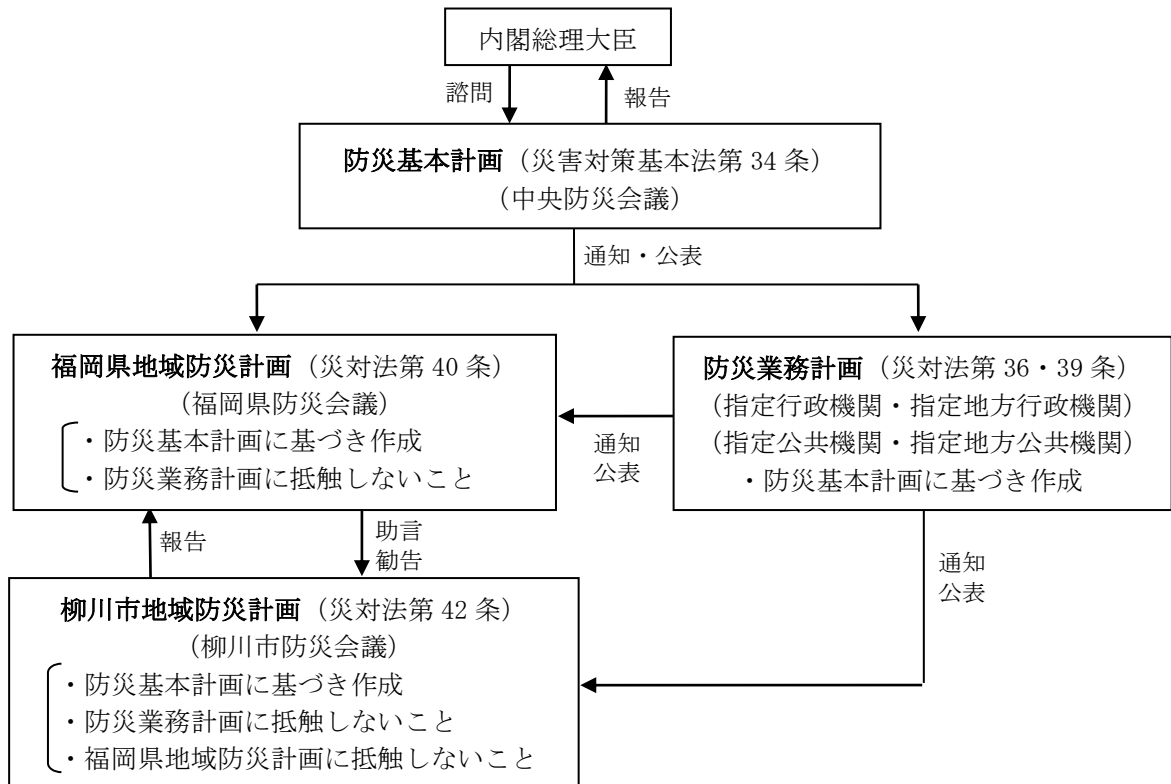
## 第2 計画の位置づけ

本計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心とし、関係機関等が処理分担すべき事務、業務又は任務を明確にした指針となるものです。

また、本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性を有するとともに、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。

### 『地域防災計画の役割』

- 地方公共団体が計画的に防災行政を進める上での指針としての役割
- 住民等の防災活動に際しての指針としての役割
- 国が各種の地域計画を策定し、事業を行うにあたって、尊重すべき指針としての役割



### 第3 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

#### ■計画の構成

構 成		内 容
本編	第1章 総 則	市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の内容、想定される被害、防災の基本方針等について定めたもの。
	第2章 災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき市街地の整備、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、地震災害、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定めたもの。
	第3章 風水害応急対策計画	風水害における災害警戒時の応急対策、災害発生後の応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの。
	第4章 震災応急対策計画	地震発生直後の応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策等について定めたもの。
	第5章 大規模事故等 応急対策計画	地震や風水害以外の災害発生後における応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの。
	第6章 災害復旧復興 計画	災害応急対策以降において、市民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取り組み及び復興の基本方針等を定めたもの。
資料編		上記に係わる各種資料をとりまとめたもの。
様式集（別途）		上記に係わる各種様式等をとりまとめたもの。

### 第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを柳川市防災会議において修正する。

## 第2節 関係機関等の業務大綱

防災関係機関等は、その業務が直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

柳川市を管轄する各防災関係機関等の管理者が処理すべき業務の大綱は、次のとおりである。

### 第1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
柳川市	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災会議に係る事務に関すること</li> <li>② 災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること</li> <li>③ 防災施設の整備に関すること</li> <li>④ 防災に係る教育、訓練に関すること</li> <li>⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること</li> <li>⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること</li> <li>⑧ 給水体制の整備に関すること</li> <li>⑨ 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること</li> <li>⑩ 災害危険区域の把握に関すること</li> <li>⑪ 各種災害予防事業の推進に関すること</li> <li>⑫ 防災知識の普及・啓発に関すること</li> <li>⑬ 企業等の防災対策の促進に関すること</li> <li>⑭ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること</li> <li>⑮ 調査・研究に関すること</li> <li>⑯ 防災まちづくりに関すること</li> <li>⑰ 避難行動要支援者の安全確保に関すること</li> </ul> <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水防・消防等の応急対策に関すること</li> <li>② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること</li> <li>③ 避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること</li> <li>④ 災害時における文教、保健衛生に関すること</li> <li>⑤ 災害広報に関すること</li> <li>⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関すること</li> <li>⑦ 復旧資機材の確保に関すること</li> <li>⑧ 生活必需品、応急食料品等の確保に関すること</li> <li>⑨ 災害対策要員の確保・動員に関すること</li> <li>⑩ 災害時における交通、輸送の確保に関すること</li> <li>⑪ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること</li> <li>⑫ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること</li> <li>⑬ 災害ボランティアの活動支援に関すること</li> <li>⑭ 被災証明等に関すること</li> <li>⑮ 清掃に関すること</li> <li>⑯ 市所管施設の被害状況調査に関すること</li> </ul> <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること</li> <li>② ライフライン等の災害復旧に関すること</li> <li>③ 義援金の受け入れ、配分に関すること</li> <li>④ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること</li> <li>⑤ 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること</li> </ul>

## 第2 消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
柳川市消防本部	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 風水害、火災等の予防に関する事</li> <li>② 消防力の維持向上に関する事</li> <li>③ 市町村と共同での地域防災力の向上に関する事</li> <li>④ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関する事</li> <li>⑤ 防災知識の普及に関する事</li> </ul> <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害に関する情報収集、伝達に関する事</li> <li>② 風水害、火災等の警戒、防御に関する事</li> <li>③ 消防活動に関する事</li> <li>④ 救助・救急活動に関する事</li> <li>⑤ 避難活動に関する事</li> <li>⑥ 行方不明者の調査、捜索に関する事</li> <li>⑦ その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関する事</li> </ul>

## 第3 消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
柳川市消防団	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 風水害、火災等の予防に関する事</li> <li>② 団員の能力の維持・向上に関する事</li> <li>③ 市及び消防本部が行う防災対策への協力に関する事</li> </ul> <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 風水害、火災等の警戒、防御に関する事</li> <li>② 消防活動に関する事</li> <li>③ 救助・救急活動に関する事</li> <li>④ 避難活動に関する事</li> <li>⑤ 行方不明者の捜索に関する事</li> <li>⑥ 市及び消防本部が行う防災対策への協力に関する事</li> </ul>

## 第4 自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織 (地区社会福祉協 議会、行政区等を 単位とする自治 組 織 )	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域内住民への災害に関する情報の収集伝達、広報広聴活動</li> <li>② 火災予防及び初期消火</li> <li>③ 被災者の安否確認、救出救護及び避難誘導等の避難支援の協力</li> <li>④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所開設運營業務等の協力</li> <li>⑤ その他応急対策全般</li> </ul>

## 第5 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県 (大牟田県税事務所、 南筑後保健福祉環境事務所、 大牟田児童相談所、 筑後労働福祉事務所、 久留米中小企業振興事務所、 筑後農林事務所、 筑後家畜保健衛生所、 南筑後県土整備事務所柳川支所)	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 防災会議に係る事務に関すること</p> <p>② 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること</p> <p>③ 防災施設の整備に関すること</p> <p>④ 防災に係る教育、訓練に関すること</p> <p>⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること</p> <p>⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること</p> <p>⑧ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること</p> <p>⑨ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>⑩ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること</p> <p>⑪ 防災知識の普及に関すること</p> <p>⑫ 緊急消防援助隊調整本部に関すること</p> <p>⑬ 企業等の防災対策の促進に関すること</p> <p>⑭ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること</p> <p>⑮ 保健衛生・防疫体制の整備に関すること</p> <p>⑯ 帰宅困難者対策の推進に関すること</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>① 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること</p> <p>② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること</p> <p>③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること</p> <p>④ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること</p> <p>⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること</p> <p>⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること</p> <p>⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること</p> <p>⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること</p> <p>⑨ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること</p> <p>⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関すること</p> <p>⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること</p> <p>⑫ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること</p> <p>⑬ 災害ボランティアの活動支援に関すること</p> <p>⑭ 廃棄物の処理の支援に関すること</p> <p>⑮ 福岡県所管施設の被害状況調査に関すること</p> <p><b>(災害復旧)</b></p> <p>① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること</p> <p>② 物価の安定に関すること</p> <p>③ 義援金品の受領、配分に関すること</p> <p>④ 災害復旧資材の確保に関すること</p> <p>⑤ 災害融資等に関すること</p>

## 第6 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
柳川警察署	<p>(災害予防)</p> <p>① 関係機関との連絡協調に関すること</p> <p>② 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>③ 防災知識の普及に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害情報の収集及び伝達に関すること</p> <p>② 被害実態の把握に関すること</p> <p>③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること</p> <p>④ 行方不明者の調査に関すること</p> <p>⑤ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示(緊急)、誘導に関すること</p> <p>⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関すること</p> <p>⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること</p> <p>⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関すること</p> <p>⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること</p> <p>⑩ 広報活動に関すること</p> <p>⑪ 遺体の見分・検視に関すること</p>

## 第7 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡財務支局	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること</p> <p>② 国有財産の無償貸付等の措置に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 地方公共団体に対する災害融資に関すること</p> <p>② 災害復旧事業の査定立会い等に関すること</p>
九州厚生局	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害状況の情報収集、通報に関すること</p> <p>② 関係職員の現地派遣に関すること</p> <p>③ 関係機関との連絡調整に関すること</p>



機関の名称	事務又は業務の大綱
九州農政局	<p>(災害予防)</p> <p>① 米穀の備蓄に関すること</p> <p>② 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること</p> <p>③ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 応急用食料の調達・供給に関すること</p> <p>② 農業関係被害の調査・報告に関すること</p> <p>③ 災害時における病害虫の防除及び家畜の管理に関すること</p> <p>④ 種子及び飼料の調達・供給に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被害農業者等に対する融資等に関すること</p> <p>② 農地・施設の復旧対策の指導に関すること</p> <p>③ 農地・施設の復旧事業費の査定に関すること</p> <p>④ 土地改良機械の緊急貸付に関すること</p> <p>⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること</p> <p>⑥ 技術者の応援派遣等に関すること</p>
九州農政局 福岡地域センター	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること</p>
九州経済産業局	<p>(災害予防)</p> <p>① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること</p> <p>② 被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること</p> <p>③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること</p> <p>② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること</p>
九州運輸局 福岡運輸支局	<p>(災害予防)</p> <p>① 交通施設及び設備の整備に関すること</p> <p>② 宿泊施設等の防災設備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること</p> <p>② 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること</p> <p>③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること</p> <p>④ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること</p> <p>⑤ 緊急輸送命令に関すること</p>
大阪航空局 (福岡空港事務所、 北九州空港事務所、 佐賀空港出張所)	<p>(災害予防)</p> <p>① 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること</p> <p>② 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること</p> <p>② 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
第七管区海上保安本部 (三池海上保安部)	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること</p> <p>② 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>① 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること</p> <p>② 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること</p> <p>③ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること</p> <p>④ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること</p> <p>⑤ 海上の流出油等に対する防除措置に関すること</p>
福岡管区気象台	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 台風や大雨、高潮、高波等に関する観測施設の整備に関すること</p> <p>② 防災気象知識の普及に関すること</p> <p>③ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等に関する警報、注意報及び情報の発表・伝達に関すること</p> <p>④ 地震・津波に関する観測施設の整備に関すること</p> <p>⑤ 地震・津波等に関する防災知識の普及に関すること</p> <p>⑥ 緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報の発表・伝達に関すること</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>① 二次災害防止のため、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等に関する警報、注意報及び情報の発表・伝達に関すること</p> <p>② 水象に関する警報・注意報及び情報の発表・伝達に関すること</p> <p>③ 緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報の発表・伝達に関すること</p> <p>④ 災害発生時における気象、地象、水象等に関する観測資料の提供に関すること</p>
九州総合通信局	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 非常通信体制の整備に関すること</p> <p>② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること</p> <p>③ 災害時における通信機器の貸し出しに関すること</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>① 災害時における電気通信の確保に関すること</p> <p>② 非常通信の統制、管理に関すること</p> <p>③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること</p>
福岡労働局	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 事業場における災害防止のための指導監督に関すること</p> <p>② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>① 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること</p> <p><b>(災害復旧)</b></p> <p>① 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州地方整備局 (筑後川河川事務所 矢部川出張所、 大川出張所、 諸富出張所) (福岡国道事務所 瀬高維持出張所)	<p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。</p> <p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 気象観測通報についての協力に関すること                  ② 防災上必要な教育及び訓練等に関すること                  ③ 災害危険区域の選定または指導に関すること                  ④ 防災資機材の備蓄、整備に関すること                  ⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること                  ⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること                  ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関すること                  ⑧ 港湾施設の整備と防災管理に関すること</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>① 洪水予警報の発表及び伝達に関すること                  ② 水防活動の指導に関すること                  ③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること                  ④ 災害広報に関すること                  ⑤ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること                  ⑥ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること                  ⑦ 海上の流出油に対する防除措置に関すること                  ⑧ 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること                  ⑨ 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること                  ⑩ 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること                  ⑪ 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること                  ⑫ 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること</p> <p><b>(災害復旧)</b></p> <p>① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること                  ② 港湾・海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること</p>

## 第8 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第四師団	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 災害派遣計画の作成に関すること                  ② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>① 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること</p>

第9 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話(株) (福岡支店) NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ(九州支社) K D D I (株) ソフトバンク(株)	(災害予防) ① 電気通信設備の整備と防災管理に関すること ② 応急復旧用通信施設の整備に関すること (災害応急対策) ① 津波警報、気象警報の伝達に関すること ② 災害時における重要通信に関すること ③ 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
日本銀行 (福岡支店、北九州支店)	(災害予防・災害応急対策) ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること
日本赤十字社 (福岡県支部)	(災害予防) ① 災害医療体制の整備に関すること ② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること (災害応急対策) ① 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること ② 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること
日本放送協会 (福岡放送局)	(災害予防) ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) ① 気象予警報等の放送周知に関すること ② 避難所等への受信機の貸与に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること (災害復旧) ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
日本通運(株) (福岡支店)	(災害予防) ① 緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること (災害復旧) ① 復旧資材等の輸送協力に関すること
九州電力(株) (大牟田営業所)	(災害予防) ① 電力施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) ① 災害時における電力の供給確保に関すること (災害復旧) ① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
日本郵便(株)	(災害応急対策) ① 災害救助法適用時における郵政事業に係る特別事務取扱い及び援護対策、その窓口業務の確保に関すること ② 災害時における郵政事業運営の確保に関すること ③ 「災害時における相互協力に関する覚書」に基づく協力

## 第10 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本鉄道(株) (柳川管理駅)	<p>(災害予防)</p> <p>① 鉄道施設の防火管理に関すること</p> <p>② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること</p> <p>③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること</p> <p>② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること</p>
西日本瓦斯(株)	<p>(災害予防)</p> <p>① ガス施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>② 導管の耐震化の確保に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時におけるガスの供給確保に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること</p>
福岡県水難救済会	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 水難等による人命及び船舶の救助に関すること</p>
西日本新聞社 朝日新聞西部本社 毎日新聞西部本社 読売新聞西部本社 時事通信社福岡支社 共同通信社福岡支社 熊本日日新聞福岡支社 日刊工業新聞社西部支社	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における報道の確保対策に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 気象予警報等の報道周知に関すること</p> <p>② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>③ 災害時における広報に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること</p>
RKB毎日放送(株) (株)テレビ西日本 九州朝日放送(株) (株)福岡放送 (株)エフエム福岡 (株)TVQ九州放送 (株)CROSS FM (株)九州国際エフエム	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における放送の確保対策に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 気象予報等の放送周知に関すること</p> <p>② 避難所等への受信機の貸与に関すること</p> <p>③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>④ 災害時における広報に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること</p>
福岡県医師会	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 災害時における医療救護の活動に関すること</p> <p>② 負傷者に対する医療活動に関すること</p> <p>③ 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関との連絡調整に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県歯科医師会	(災害予防) ① 歯科医療救護活動体制の整備に関する事 (災害応急対策) ① 災害時の歯科医療救護活動に関する事
福岡県トラック協会	(災害予防) ① 緊急・救援輸送即応体制の整備に関する事 (災害応急対策) ① 緊急・救援物資の輸送に関する事
福岡県LPガス協会	(災害予防) ① LPガス施設の整備と防災管理に関する事 ② LPガス供給設備の耐震化の確保に関する事 (災害応急対策) ① 災害時におけるLPガスの供給確保に関する事 (災害復旧) ① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

## 第11 広域連合・一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
有明生活環境施設組合 大川柳川衛生組合 花宗太田土木組合 柳川みやま土木組合	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策

## 第12 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
柳川市社会福祉協議会	(災害応急対策) ① 災害時のボランティアの受け入れ ② 避難行動要支援者への救助及び生活支援活動の協力
柳川山門医師会	(災害応急対策) ① 医療救護及び助産活動 ② 遺体の検案 ③ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整
柳川山門歯科医師会	(災害応急対策) ① 歯科医療活動 ② 遺体の検案の協力 ③ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整

機関の名称	事務又は業務の大綱
柳川薬剤師会 福岡県病院薬剤師会	<b>(災害応急対策)</b> ① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理 ② 医薬品の調達、供給 ③ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整
病院等経営者	<b>(災害予防・災害応急対策)</b> ① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における負傷者の医療、助産、救助
社会福祉施設経営者	<b>(災害予防・災害応急対策)</b> ① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における入所者の保護
柳川農業協同組合	<b>(災害応急対策)</b> ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 農作物の災害応急対策の指導 ③ 被災農家に対する融資及び斡旋 ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
漁業協同組合連合会 (有明海漁連) 漁業協同組合 (浜武漁協、沖端漁協、両開漁協、柳川漁協、大和漁協、中島漁協、有明漁協、皿垣開漁協、山門羽瀬漁協)	<b>(災害予防・災害応急対策)</b> ① 被災組合員に対する融資又はその斡旋 ② 水産施設の防災管理及び応急復旧の協力 ③ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ④ 救助活動への協力 ⑤ 漁船の避難指示(緊急)、誘導 ⑥ 水産施設及び水産資源の被害状況調査への協力 ⑦ 水位の観測 ⑧ 海難予防知識の普及・啓発
商工会 (柳川商工会議所、柳川市商工会)	<b>(災害応急対策)</b> ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 災害時における物価安定の協力 ③ 救助物資、復旧資材の確保の協力、斡旋
建設事業者団体	<b>(災害応急対策)</b> ① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力 ② 倒壊住宅等の撤去の協力 ③ 応急仮設住宅の建設の協力 ④ その他災害時における復旧活動の協力 ⑤ 加盟各事業者との連絡調整
柳川市防犯協会	<b>(災害応急対策)</b> ① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報 ② 災害時の交通規制、防犯対策の協力 ③ その他災害応急対策の業務の協力
危険物施設等管理者	<b>(災害予防)</b> ① 安全管理の徹底及び防災施設の整備
金融機関	<b>(災害応急対策)</b> ① 被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置

## 第13 市民・事業所

区 分	とるべき措置
市 民	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保</li> <li>② 地域における相互協力</li> <li>③ 平常時における食料、飲料水、生活物資の備蓄</li> <li>④ その他市、県が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策への協力</li> </ul>
事 業 者	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業活動における各種防災対策の実施</li> <li>② 災害時における従業員、来訪者の安全確保</li> <li>③ 地域住民の安全確保への協力</li> <li>④ その他市、県が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策への協力</li> </ul>



## 第3節 市の概況

### 第1 自然的条件

#### 1 位置、面積

本市は、福岡市の南約50km、久留米市の南約20kmの福岡県南部、筑後平野の南西端に位置し、市域の南西は有明海に面し、東はみやま市、北西は大川市、北東は筑後市、大木町に接しており、東西11km、南北12kmで、市域面積77.15km<sup>2</sup>である。市内を西鉄天神大牟田線（市内の駅は蒲池駅・矢加部駅・柳川駅・徳益駅・塩塚駅・中島駅が有る）が南北に貫き、同線西鉄柳川駅の周囲に中心市街地が発達している。



#### 2 地 勢

本市の標高は、0mから5.6mと高低差がほとんどない平坦地である。

河川は、西部に筑後川、東部に矢部川がそれぞれ市境をなしながら流れており、市域の中央部を矢部川の支流である沖端川、塩塚川などの一級河川（県管理）が流れているほか、縦横に水路が走る独特な地形となっている。

また、南東部の有明海はわが国最大の干満差をなし、最大6mに達し、干拓地（農地造成）は江戸時代から昭和にかけて徐々に造成されたため、海岸線に平行して各時代の干拓堤防と堤防沿いの集落が連なる。市域に天然海岸はなく、矢部川右岸から沖端川左岸の区間が海岸保全区域に指定されている。背後は、満潮面以下の農地、宅地が多く、地質は厚い沖積層の粘土質シルトの軟弱地盤であり、台風等による高潮対策とともに軟弱地盤対策が必要である。

#### ■本市の主な一級河川

水系	河川名	内 容
筑後川	筑後川	本市の西部に面して佐賀県川副町を挟んで流れ、有明海に注いでいる。
	花宗川	八女市津ノ江で矢部川を堰止めた花宗井堰で取水し、八女市・筑後市内を貫流し、本市蒲池地区と大木町の市町界を通り、大川市で筑後川に合流する河川である。
矢部川	矢部川	本市の東部に面してみやま市を挟んで流れ、有明海に注いでいる。
	沖端川	矢部川の松原堰から本市三橋町中山等を経て、市の中心部を貫流し、有明海に注いでいる。
	塩塚川	松原堰直下の沖端川から本市三橋庁舎、三橋町今古賀、有明町を経て、有明海に注いでいる。
	二ツ川	沖端川二ツ川堰で分岐し、本市三橋町散田、高畑を経て、柳川橋を通り、本市三橋町今古賀を経て、塩塚川へ合流している。
	二ツ川放水路	二ツ川から沖端川へ注ぐ水路。

### 3 気 象

本市の気候は、概ね温順（年平均気温 16.3℃）で、寒暑の差（最高気温 32.1℃、最低気温 5.4℃）が少ない。

降水量は、例年6月中旬から7月中旬に亘る梅雨期に多い。また、8月から10月にかけて台風が九州に上陸することが多く、暴風、高波、大雨が発生する。

降雪は12月中旬から翌年3月上旬の間に見ることがあるが、積雪10cmを超えることは稀である。

#### ■本市の気象（平年値）

月	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降水量
	(℃)	(℃)	(℃)	(m/s)	(hr)	(mm)
1月	5.4	9.7	1.1	1.7	135.1	55.9
2月	6.5	11.1	2.0	1.9	147.8	74.7
3月	9.8	14.5	5.0	2.0	166.7	130.6
4月	14.8	20.0	9.7	1.9	191.1	142.7
5月	19.2	24.3	14.4	1.7	195.9	191.6
6月	22.8	27.2	19.0	1.8	150.0	374.4
7月	26.6	30.6	23.4	2.0	198.9	373.5
8月	27.5	32.1	23.9	1.8	225.9	170.9
9月	24.0	28.6	20.1	1.8	190.5	174.9
10月	18.3	23.4	13.6	1.7	197.2	76.9
11月	12.6	17.6	7.9	1.5	156.9	78.0
12月	7.5	12.2	3.0	1.6	148.5	47.7
全年	16.3	21.0	11.9	1.8	2,103.4	1,891.7

資料：気象庁「気象統計情報」大牟田地域気象観測所（アメダス）

（注）統計機関は1981～2010の30年（日照時間は1986～2010の25年）

#### ■台風の平年値

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生数	0.3	0.1	0.3	0.6	1.1	1.7	3.6	5.9	4.8	3.6	2.3	1.2	25.6
接近数				0.2	0.6	0.8	2.1	3.4	2.9	1.5	0.6	0.1	11.4
上陸数					0.0	0.2	0.5	0.9	0.8	0.2	0.0		2.7

資料：気象庁「気象統計情報」

（注）平年値は、1981年～2010年の30年平均

（注）日本への接近は2ヶ月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

### 4 地 形

筑後川及び矢部川に挟まれる柳川市は、全域が筑後平野（佐賀県側の佐賀平野と合わせ、筑紫平野を成す。）に位置する。筑後川河口付近及び矢部川下流部には三角州平野が広がり、これらの自然平野の海側には干拓地が広がっている。筑後平野は、筑後川及び矢部川と両河川の支流が形成した平地であり、これらの河川を連結するようにクリークと呼ばれる水路網が分布する。全域において地形の起伏は少なく海拔高度も低い。

## 5 地 質

本市の地質は、地形の章で述べたように全域が筑後川、矢部川沿いに発達する三角州平野や干拓地からなり、有明海干潟が縄文時代中期以降の海面低下により広域に陸化したものと見られていたが、干潟堆積物はそれほど分布が広くなく、第四紀の堆積物が厚く分布する。これらは、洪積層や阿蘇の火砕流堆積物、沖積粘土等の未固結堆積物からなり、深いところでは数百m以上になる。

これらの第四紀層の基盤として、三池炭田と同じ古第三紀の堆積岩、中生代の花崗岩や古生代の変成岩などが分布するが、柳川市ではいずれも地表には現れていない。

## 第2 社会的条件

### 1 人 口

本市の人口、世帯数（令和2年3月31日現在）は、65,265人、25,875世帯である。

人口は、昭和35年の87千人をピークに減少しており、平成27年の国勢調査では68千人で、ピーク時に比べて19千人減少している。

世帯数は、核家族化の進行のため、継続的に増加している。

65歳以上の老年人口は、全体の32.2%を占め、高齢社会であることを示すとともに、今後も高齢化が進行すると予想される。

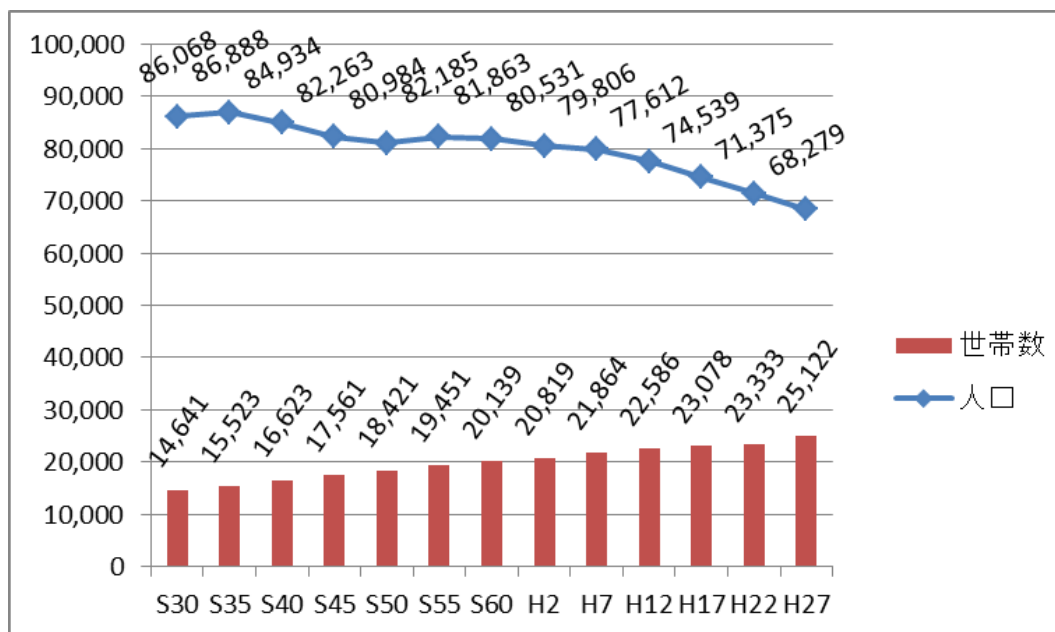
■柳川市の人口

令和2年3月31日現在

人 口	65,265人（男 30,977 女 34,288）
世 帯 数	25,875世帯
高齢化率	65歳以上 21,745人 33.3%

資料：住民基本台帳

■柳川市の人口推移



## 2 土地利用の状況、変遷

土地の利用状況を地目別に見ると、宅地が15%、田や畑などの耕地が53%、雑種地などその他の地目が31%となっている。

本市の土地利用変遷の状況より、従来、水田として利用されていた土地が、徐々に宅地に変化していく傾向が読み取れる。

これは、市街地の進展とともに洪水調整の機能を持っていた水田等の減少につながり、河川自体の治水能力は強化されてきているものの、内水の浸水に対して危険度が増していることを示している。

■土地利用変遷の状況 (単位：%)

土地利用区分	昭和48年	昭和63年	平成15年
水田	59	56	53
畑	1	1	0
宅地	7	12	15
山林・原野・雑種地・その他	33	32	31

資料：県地方課「土地に関する概要調書」

注1) 数値は市全面積に対する割合

注2) 四捨五入の関係上、必ずしも合計値は100とは限らない。

## 第4節 災害危険性

本市では、福岡県地域防災計画（平成24年5月修正版）、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（福岡県、平成24年3月）、「福岡県津波浸水想定」（福岡県、平成28年2月）及び柳川市既存資料等において、風水害及び地震の災害危険性等を検討した。

その概要は、次のとおりである。

### 第1 災害履歴

#### 1 風水害等

柳川市は、筑後川と矢部川に挟まれ、両河川の下流部～河口部に位置し、市内を沖端川、塩塚川等が流れており、それぞれ有明海に注いでいることから、大雨、台風時に満潮と重なった場合、昔から多大な水害が発生してきた。特に沖端川、塩塚川への排水地区では、標高が低い土地が多く、このような地区は水はけも悪く、集中豪雨時の内水氾濫で、家屋浸水、農作物冠水等による被害が多い。

また、柳川地方の風水害履歴をみると、古来より柳川市に被害を与える風水害としては、台風と集中豪雨による建物浸水等が多く、近年は緊急排除水門の増改築、緊急排水ポンプの増設、河川改修及び上流域のダム事業等により、被害が減少したものの、依然として浸水被害等が発生している。

平成24年7月14日には、九州北部豪雨が発生し、矢部川及び沖端川の堤防が決壊するという昭和28年西日本水害以来の大被害をもたらした。

柳川市の発展はこれら河川改修とともにあるといっても過言ではなく、柳川市が今も水害と背中合わせに暮らしていることを念頭に置かねばならない。

※ 資料編 1-1 柳川地方の風水害

#### 2 地震災害

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、2005年3月20日の福岡県西方沖地震（マグニチュード7.0）により、福岡市（震度6弱）で大きな被害を経験した。柳川市の被害は、震度5弱で、負傷者5人（調理中の火傷等）、家屋の一部破損多数となっている。

また、2016年4月16日の平成28年熊本地震（マグニチュード7.3）では、熊本県で最大震度7を観測し、同県を中心に甚大な被害が発生。柳川市の被害は、負傷者3人（物落下によるけがなど）、家屋被害59件（半壊3件、一部損壊56件）で、その後も震度3以上の余震が断続的に発生した。

史実に知られる限り、柳川市に最も大きい揺れをもたらした地震は、679年の地震である。これは、日本書紀に記述されているもので、マグニチュード7クラスの地震が筑紫の国を襲ったことが読みとれる。「筑紫地震」とよばれることもあるこの地震は、福岡県が行った活断層調査（1996年「福岡県活断層調査報告書」）によって、うきは市から久留米市北部を東西にのびる「水縄断層系（長さ約26km）」で発生したことが確認された。

柳川市に被害をもたらしたその他の地震として、1707年「宝永南海地震」、1723年「九州北部地震」、1848年「福岡県柳川地震」、1889年「熊本地震」などがある。

※ 資料編 1-2 柳川地方の地震災害

#### 3 津波災害

有明海では、地震に伴う津波はチリ地震に伴う津波が長崎県や鹿児島県の沿岸で記録されている程度である。また、2005年福岡県西方沖地震においては、津波による被害は起こっていない。2011年東北地方太平洋沖地震においても、津波による被害は起こっていない。

火山活動に伴う地震では、1792年の雲仙火山の眉山大崩壊に伴う津波が発生したことが知られ

ている。島原半島側で約10m、対岸の熊本県側で数十mにも及ぶ津波が発生し、本市沿岸にも数mの津波が及んだ。記録上、本市沿岸での総被害ははっきりしないが、隣の佐賀領では17名の死者、23名の負傷者が出ており、59件の家が流された、という記録がある。

## 第2 災害危険性

### 1 風水害

本市において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）、浸水想定区域図（筑後川水系、矢部川水系）によると、次のとおりである。

#### ■風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域・箇所	箇所数・面積
水 害	重要水防箇所（花宗川）	1箇所（190m）
	〃（沖端川）	11箇所（7,300m）
	〃（塩塚川）	4箇所（1,285m）
	〃（二ツ川）	2箇所（110m）
	〃（筑後川）	0箇所（0m）
	〃（矢部川）	9箇所（3,445m）
	重要水防構造物（筑後川）	0箇所
	〃（矢部川）	21箇所
	重要水防区域（海岸）	柳川海岸（6,230m）
	〃	大和干拓（5,454m）
	〃	昭代干拓（3,429m）
土 砂 災 害	砂防指定地	－ 箇所
	土石流発生危険箇所	－ 箇所
	地すべり防止区域	－ 箇所
	地すべり危険箇所	－ 箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	－ 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ）	－ 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅱ）	－ 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人口Ⅰ）	－ 箇所
急傾斜地崩壊危険箇所（人口Ⅱ）	－ 箇所	
山 地 災 害	山腹崩壊危険地区（国有林）	－ 箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）	－ 箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	－ 箇所
	地すべり危険地区（民有林）	－ 箇所
水害、土砂災害等	道路危険箇所	－ 箇所

出典：福岡県水防計画書

国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所筑後川水系重要水防箇所及び矢部川水系重要水防箇所

### 2 台風による高潮災害

台風の経路別にみると、台風が柳川市の西を通る場合には南よりの風の吹き寄せ効果により、有明海沿岸で高潮の発生するおそれがある。

平成11年の台風18号では、熊本県不知火町で高潮により12名が死亡している。平成23年3月11日に発生した東日本大震災にて甚大な津波被害を受けた。津波対策と同様に、高潮についても未だ経験したことのない規模の災害から命を守り、社会経済に壊滅的な被害が生じないようにすることが重要であることから、福岡県では令和元年12月に「有明海沿岸高潮浸水想定区域図」を策定した。この中で最悪の事態を視野に入れるという考え方から、日本に接近した台風のうち既往最大の台風を基本とするだけでなく、台風経路も各沿岸で潮位偏差が最大となるよう最悪の事態を想定したものとして設定している。

最悪の想定では、市内有明海沿岸で高潮、洪水、堤防決壊が同時に発生した場合、柳川市役所で最大浸水深 5.2m、0.5m 以上の浸水継続時間は 13 時間と想定している。

なお、有明海沿岸高潮浸水想定区域図の詳細は、福岡県庁ホームページ→防災・安全→防災国民保護の災害情報→「福岡県高潮浸水想定区域図について」を参照。

#### ■昭和以降の主な高潮被害

西暦	年月日	台風名	主な被害地域	死者・行方不明者数	負傷者数	建物全壊・流出	建物半壊
				(人)	(人)	(件)	(件)
1927	S 2. 9. 13	-	有明海	439	181	791	1,420
1934	S 9. 9. 21	室戸台風	大阪湾	3,036	14,994	43,048	88,046
1942	S17. 8. 27	-	周防灘	1,158	1,438	35,888	99,769
1945	S20. 9. 17	枕崎台風	九州南部	3,122	2,329	60,978	113,438
1950	S25. 9. 3	ジェーン台風	大阪湾	534	26,062	19,131	118,854
1951	S26. 12. 14	ルース台風	九州南部	943	2,644	22,705	69,469
1959	S34. 9. 26	伊勢湾台風	伊勢湾	5,098	38,921	43,624	151,973
1961	S36. 9. 16	第2室戸台風	大阪湾	200	3,879	13,828	54,246
1970	S45. 8. 21	台風第10号	土佐湾	13	352	851	3,709
1985	S60. 8. 30	台風第13号	有明湾	3	16	0	589
1999	H11. 9. 24	台風第18号	八代海	12	10	52	154
2004	H16. 8. 30	台風第18号	瀬戸内海	45	1,301	109	848

資料：内閣府防災担当のHP

### 3 津波災害

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成 23 年 9 月 28 日（東日本大震災を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査委員会報告）に示した。この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、新たに、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2 津波）を想定する必要があるとされた。

これを踏まえ福岡県は平成 28 年 2 月「福岡県津波浸水想定」を設定、平成 30 年 3 月には津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危険が生じる恐れがある区域で、津波災害を防止するために「警戒避難体制を特に整備すべき区域」として、玄界灘沿岸、豊前豊後沿岸及び有明海沿岸の 19 市町に「福岡県津波災害警戒区域の指定」を行った。

なお、津波災害警戒区域図の詳細は、福岡県庁ホームページ→防災・安全→防災国民保護の災害情報→「福岡県津波災害警戒区域の指定について」を参照。

#### ■選定した最大クラスの津波

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表の 11 モデルのうちのケース 4、5、11、福岡県の独自断層として雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動の地震、の 4 つの津波断層モデルを選定。

#### ■津波浸水想定及び被害想定

福岡県の想定では、地盤の低いところでは、地震によって、堤防等が沈下・損壊することで、津波が到達する前に浸水することがある。

最速津波到達時間 (分)	最高津波到達時間 (分)	最高津波水位 (m)	浸水面積 (ha)	人的被害 (死者数)	物的被害 (棟)	
					全壊	半壊
62	291	3.3	1,860	2	435	2,146

一方、1792 年の雲仙岳噴火と地震で眉山が大崩壊して、土石が有明海に流れ込んだことにより大津波が発生し、有明海沿岸部で住民が避難した記録が残っている。

#### 4 地震災害

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）では、福岡県の代表的活断層（水縄断層系、小倉東断層系、西山断層系、警固断層系の4つの断層系）が活動した場合と、震度6弱程度となるようなマグニチュード6.9で深さ10kmを想定した場合（基盤一定）の被害想定をしている。この中で、柳川市に最も大きい被害を与えるのは、県下を一定に想定した場合（基盤一定）である。

##### ■柳川市の地震被害想定結果

想定地震		警固断層南東部 M7.2 深さ2~17Km	水縄断層 M7.2 深さ2~17Km	基盤一定 M6.9 深さ10Km
今後30年以内に発生する確率		0.3~6%	ほぼ0.0%	—
震 度		4以上	5弱以上	5強以上
液状化現象		高い~かなり低い	高い~かなり低い	極めて高い~低い
建 物	木造全壊棟数	0	99	431
	木造半壊棟数	7	372	829
	全壊被害率(%)	0	0.3	1.3
	半壊被害率(%)	0.0	1.1	2.4
	非木造大破棟数	0	2	7
	非木造中破棟数	0	5	14
	大破被害率(%)	0	0.0	0.1
	中破被害率(%)	0	0.1	0.1
火 災	出火件数	0	1	5
	焼失棟数	0	0	0
ライフ ライン 被害箇所	上水道管	8	88	231
	下水道管	0	0	0
	都市ガス管	0	0	0
	電 柱	0	2	10
	電 話 柱	0	1	7
道 路 被害箇所 (柳川市以 外を含む)	国道208号	3	5	5
	国道385号	3	2	3
	国道443号	2	3	3
	大牟田川副線	3	4	6
	久留米柳川線	2	3	3
	大和城島線	1	2	2
	瀬高久留米線	2	2	2
	八女瀬高線	1	1	1
漁 港 被害延長 (m)	久間田漁港	0	1,800	1,800
	東宮永漁港	867	867	867
	両開漁港	3,016	3,016	3,016
	有明漁港	689	689	689
	皿垣開漁港	4,164	4,164	4,164
	沖端漁港	10,554	10,554	10,554
	中島漁港	7,445	7,445	7,445
人的被害	死 者 数	0	6	25
	負 傷 者 数	0	319	769
	要 救 出 現 場 数	0	40	175
	要 救 出 者 数	0	27	120
	要後方医療搬送者数	0	32	77
	避 難 者 数	0	165	716
生活支障	居住制約世帯	850	9,395	24,486
	食料飲料水制約世帯	850	9,351	24,486
	電気制約世帯	0	0	4,631
	情報通信制約世帯	0	0	141
	生活物資供給対象人口	0	165	716

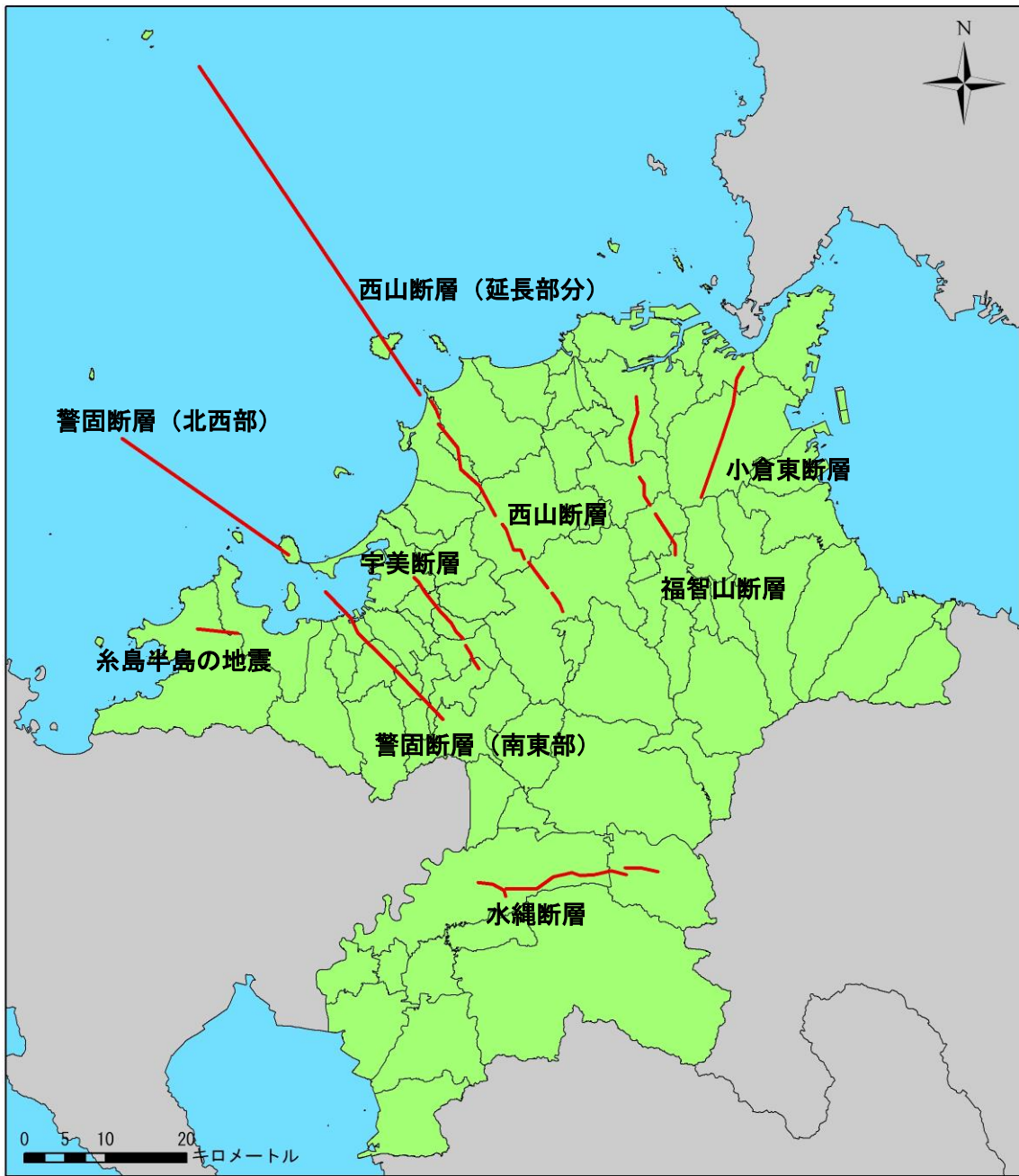
出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県、平成24年3月）

注1) 基盤一定は、未知の活断層の存在を考慮し、県内どこでも地震が生じると想定した場合

注2) 被害想定の数値は、建物被害が一番多い破壊開始点から算出被害を掲示（警固断層南東部：破壊開始点が北西下部のデータ、水縄断層：破壊開始点が北東下部のデータ）



■想定地震の震源断層位置



### 第3 想定する災害

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、本市において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定する主な災害は、次のとおりである。

#### ■ 想定災害

##### 1. 風水害

- 台風に伴う大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
- 豪雨に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 低湿地域などの排水不良による浸水等による災害
- 台風による高潮災害

##### 2. 地震災害（津波災害含む）

- 建物、ライフライン、交通施設等の被害による災害

##### 3. 大規模事故

- 大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
- 航空機事故
- 大規模な火災
- 土木工事における事故
- その他

##### 4. 危険物等災害

- 消防法で規定する「危険物」による災害
- 毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」による災害
- 高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」による災害
- 火薬類取締法で規定する「火薬類」による災害

##### 5. 海上災害

- 船舶等による油流出事故 ※ 市域沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故による大量の油の流出、火災
- 海難事故 ※ 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生

##### 6. 放射線災害

- 火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生

## 第5節 防災ビジョン

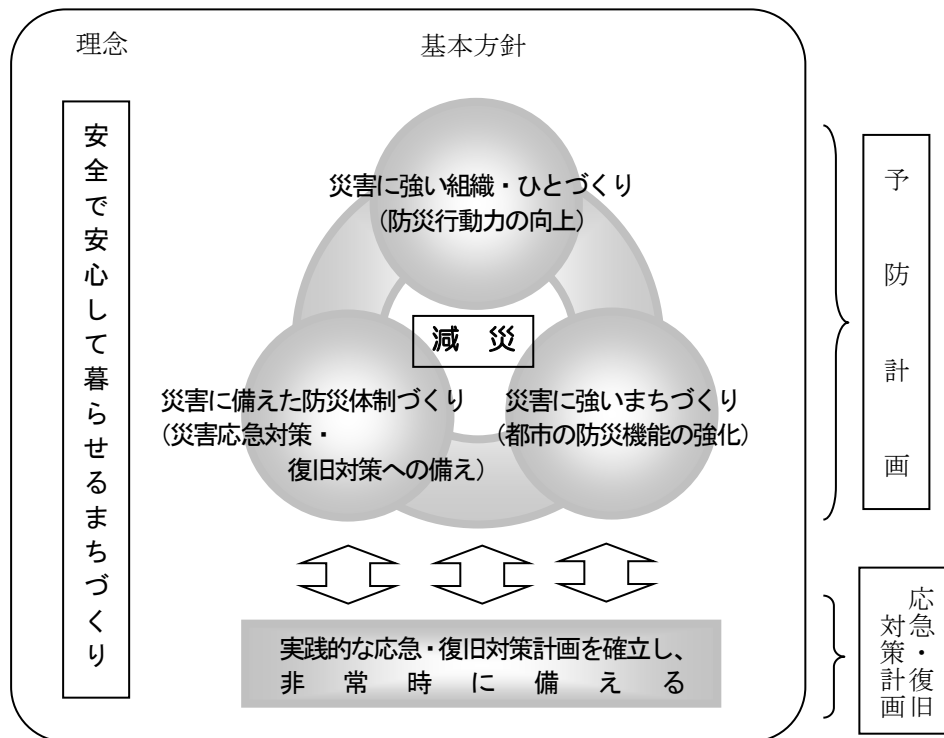
### 第1 防災ビジョン

本市の地域特性や今後の開発動向を踏まえた地域防災計画の策定、及び運用の指針として、過去の災害の教訓を踏まえ、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を理念とし、市民・行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本として、力を結集して災害にひるまない柳川市を創りあげるため、基本指針として次の4つを掲げる。

また、東日本大震災及び九州北部豪雨の教訓からも、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、さまざまな対策を組み合わせることによって、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

河川堤防改修などハード対策に併せて、迅速な防災情報の共有化や自主防災活動の促進及び効果的な応急対策のための事前対策の推進等のソフト対策等を組み合わせ、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災対策の充実を図るものとする。

#### ■防災ビジョン



## 第2 基本目標

市民の生命及び財産を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。

### ■基本目標

方針	災害予防計画	基本目標
防災行動力の向上	第1節 災害に強い組織・ひとづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民一人ひとりが、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、自主防災活動の推進を図る。市及び関係機関の職員については、知識と技術を身につけ、臨機応変に任務を遂行できるようにする。</li> <li>○ 大規模災害に備え、男女共同のもとで全市民が参画して防災に対処しながら、避難所生活等における二次的苦痛を防止するための組織づくり、人づくりをすすめる。</li> <li>○ 混乱期における被害の抑制や避難行動要支援者の救援を、地域の助け合いによりカバーできるようにする。</li> <li>○ 市、関係機関、事業所、団体、市民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施し、応急対策計画や活動マニュアルの有効性を検証する。</li> <li>○ 学校における防災教育の推進</li> </ul>
都市の防災機能の強化	第2節 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大地震による人的被害の大きな要因となる、建物倒壊・延焼火災を防止するため、建物の耐震・耐火への更新、まちの延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。</li> <li>○ 不適格なブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。</li> <li>○ 道路、橋りょう、漁港・港湾施設、ライフライン施設の耐震性及びネットワークを強化し、安全性を確保する。</li> <li>○ 河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちをつくる。</li> <li>○ 液状化の発生する危険がある箇所を事前に把握・整備し、二次災害を防止する。</li> </ul>
災害応急対策・復旧対策への備え	第3節 災害に備えた防災体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報収集伝達ルートを確保する観点から、多様な情報収集伝達ルートの充実、災害情報データベースシステム整備、情報の分析・整理・活用を図る。</li> <li>○ 速やかな協力体制を得るように、各応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を図る。</li> <li>○ 各種応急活動体制の能力向上、整備、支援体制を図る。</li> <li>○ 社会福祉施設、病院等の管理者、自主防災組織や事業所防災組織等を指導、支援し、避難行動要支援者の安全確保にかかる組織体制、連携・協力体制の整備を促進する。</li> <li>○速やかに災害復旧事業に着手するため、市全域の国土（地籍）調査事業の早期完了に努め、地籍の明確化を図る。</li> </ul>

方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第1節 応急活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生直後の混乱期や勤務時間外にも指揮命令系統を迅速に立ち上げる。</li> <li>○ 大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参集・配備により迅速な初動対応を行う。</li> </ul>
	第2節 気象情報等の収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策に係る気象情報、河川情報等を的確に監視し、警報等の迅速な伝達に備える。</li> <li>○ 市民等からの異常現象の通報に対して適切な対応を行い、必要に応じて関係機関へ伝達する。</li> </ul>
	第3節 被害情報等の収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況を的確かつ迅速に把握する。</li> <li>○ 市域の全地区について、被害の全体像を把握する。</li> <li>○ 被害状況、被害予測から適切な対応を行い、必要に応じて関係機関、市民等へ伝達する。</li> </ul>
	第4節 災害広報・広聴活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 二次的被害・混乱等を防止する。</li> <li>○ 情報の空白地域・時間を解消する。</li> <li>○ 被災者からの相談受付、広報活動を行う。</li> </ul>
	第5節 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、県、自衛隊、民間団体・事業所等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受け入れ体制を確保する。</li> </ul>
	第6節 災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法に基づく国（及びその補助機関としての県知事）の救助の実施の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の獲得を図る。</li> </ul>
	第7節 救急・救助・消防活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延焼火災の発生を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、市、消防本部、消防団、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を実施する。</li> <li>○ クラッシュ症候群<sup>*</sup>等に対処するため、市、消防本部、消防団、関係機関・団体、市民等が協力して、倒壊建物等からの救出及び搬送を迅速に行う。</li> </ul> <p>※ クラッシュ症候群：事故で手足を挟まれた人が救出された後、腎不全や心不全になる全身障害。</p>
	第8節 医療救護活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生直後から医療救護サービスを実施するため、医療救護チーム、救護所、資機材等を迅速に確保する。</li> <li>○ 高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制と関係機関の連携ネットワークを確立する。</li> <li>○ 避難所及び在宅の被災者へ継続的な医療救護サービスを供給する。</li> </ul>
	第9節 交通・輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予想される道路・橋りょう等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察・その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する。</li> <li>○ 輸送拠点を適切に設置するとともに、市及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。</li> </ul>

方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第10節 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防・警察等の各機関、施設管理者等と役割を分担し市民、外来者等を安全に避難させる。</li> <li>○ 災害発生直後から避難所を開設し、運営は住民組織等と協働して運営する。</li> <li>○ 避難行動要支援者や女性等に配慮し、居住性の向上を図るとともに、飲料水、食糧、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。</li> </ul>
	第11節 避難行動要支援者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者・障害者・乳幼児・外国人・人工透析者等の避難行動要支援者に対し、地域の支援組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。</li> <li>○ 避難所、仮設住宅における避難行動要支援者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。</li> </ul>
	第12節 生活救援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等迅速に行う。</li> <li>○ ライフラインの復旧や住宅再建により自活できるようになるまでの間、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行う。</li> </ul>
	第13節 住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 余震等による建物の危険防止、また（仮設）住宅供給（建設）体制の早期確立のため、迅速に建物応急危険度判定等の実施を行う。</li> <li>○ （仮設）住宅供給（建設）体制及びがれきの処理体制と調整しながら、被災建築物の補修・解体を迅速に進める。</li> </ul>
	第14節 防疫・清掃活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生後の感染症、食中毒、その他衛生状態の悪化による健康障害、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。</li> <li>○ ゴミ・し尿・その他廃棄物の放置による生活障害・疫病、集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。</li> </ul>
	第15節 遺体の処理・埋葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体の腐乱を防止するため、捜索・検視・検案・収容・埋葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資材、遺体安置所等を適切に確保する。</li> </ul>
	第16節 文教対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校教育の早期再開を行う。</li> <li>○ 児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童・生徒に対し適切な教育的ケアを行う。</li> </ul>
	第17節 公共施設等の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフラインの早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。</li> <li>○ 公共土木施設、社会教育施設、その他市の公共施設の被害による機能停止、低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。</li> <li>○ ガス漏れ時の供給継続や送電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。</li> </ul>
第18節 災害警備活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察と協力し、市・事業所・団体・市民等が、災害時の犯罪等を防止し、治安を維持する。</li> </ul>	

方針	災害復旧復興計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第1節 災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災施設の復旧にあたっては、被害の再発防止と将来の災害に備えた事業計画を樹立する。</li> <li>○ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成制度を活用する。</li> </ul>
	第2節 被災者等の生活再建等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災者等が安心して生活できるよう緊急措置を講じ、生活再建等の支援を行う。</li> </ul>
	第3節 地域復興の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独力での再建が困難な市民、中小企業、農家等に対して、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。</li> </ul>
	第4節 災害復興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災前の地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業構造等をよりよいものに改変する。</li> <li>○ 関係する機関等との調整及び合意形成を行い、速やかに復興計画を策定する。</li> </ul>

**第1章 総則**

<b>第1節</b>	<b>計画の策定方針</b> .....	<b>1</b>
第1	計画の目的.....	1
第2	計画の位置づけ.....	1
第3	計画の構成.....	2
第4	計画の修正.....	2
<b>第2節</b>	<b>関係機関等の業務大綱</b> .....	<b>3</b>
第1	市.....	3
第2	消防本部.....	4
第3	消防団.....	4
第4	自主防災組織.....	4
第5	県.....	5
第6	警察.....	6
第7	指定地方行政機関.....	6
第8	自衛隊.....	9
第9	指定公共機関.....	10
第10	指定地方公共機関.....	11
第11	広域連合・一部事務組合.....	12
第12	公共的団体・防災上重要な施設の管理者.....	12
第13	市民・事業所.....	14
<b>第3節</b>	<b>市の概況</b> .....	<b>15</b>
第1	自然的条件.....	15
第2	社会的条件.....	17
<b>第4節</b>	<b>災害危険性</b> .....	<b>19</b>
第1	災害履歴.....	19
第2	災害危険性.....	20
第3	想定する災害.....	24
<b>第5節</b>	<b>防災ビジョン</b> .....	<b>25</b>
第1	防災ビジョン.....	25
第2	基本目標.....	26